H25春協議

様式2

総合特区　特例措置（規制分野）「省庁において検討を進めている項目」

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	法令等	省庁・担当課等	省庁回答欄			
						ア）「国と地方の協議」終了後の進捗状況	イ）指定自治体との協議状況	ウ）協議の終了時期	備考
アジアヘッドクォーター特区	1733	統括事業及び研究開発事業におけるストックオプション税制、および研究開発事業における特許料軽減措置、特許審査期間の短縮（アジア拠点化法で定める優遇措置の適用）	特区法において統括事業の認定を受け所得控除が適用される企業について、ストックオプション税制を適用するとともに、研究開発事業の認定を受け所得控除が適用される企業について、ストックオプション税制（上記と同じ）、特許料の免除、特許審査期間の短縮の措置を受けられるようにする。	【ストックオプション税制】 ・特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第11条第2項 ・租税特別措置法第29条の3 【特許料】 ・特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第10条	経済産業省 特許庁総務課調整班、調整課 （合）貿易経済協力局貿易振興課	・特許料の減免に関しては、東京都が、産業競争力強化法における新たな特許料等の軽減措置の内容を踏まえて必要性を改めて検討することとなっている。 ・特許審査期間の短縮については、東京都が定める研究開発事業の認定要件の内容を踏まえて、検討を行う。	特許審査期間の短縮について、研究開発事業の認定要件の具体的な内容について、東京都に対して検討を求めているところ。	特許審査の短縮については、東京都から研究開発事業の認定要件が提示され次第、協議を再開する予定。	